



2025年5月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ パ ー ト ナ ー ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 植 村 健 志
(コード番号：160A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 松 尾 篤 人
(TEL. 03-5577-6510)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条、会社法第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対してストックオプションとして新株予約権を発行することについて、2025年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において、年額330百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、本日開示しました「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおり、今般、役員報酬制度の見直しの一環として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて同株主総会に諮ることについてご承認をお願いする予定であります。本新株予約権におきましても、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、人数や他社の水準等も勘案し、従来の報酬額及び譲渡制限付株式報酬額とは別枠にて、対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることをご承認をお願いするものであります。

なお、本株主総会において本議案が承認されることを条件に、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても、本新株予約権を付与する予定です。

また、本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式数の合計は18,000株となり、これは発行済株式総数（3,576,000株）の約0.5%に相当し、希薄化率は軽微であることから、本新株予約権の割当は相当であると判断しております。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社アズパートナーズ第2回新株予約権

2. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役及び従業員を対象に、当社取締役会が認めた者に対し割当するものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の数

180個を上限とする。

上記の総数は割当予定数の上限であり、引受の申し込みがなされなかった場合等、発行する新株予

約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、割当日後に当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。株式分割の記載につき以下同じ）又は株式併合等を行う場合には、次の数式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額又は払込みを要しないとする旨

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝ 調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、行使価額を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（既発行の新株予約権の行使による場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前
行使価額＝ 行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

（なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株数」、「1 株当り払込金額」を「1 株当り処分金額」に読み替えるものとする。）

(5) 新株予約権の割当日

2025年7月24日

(6) 新株予約権を行使できる期間

割当日の翌営業日から2年を経過した日から8年とする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(7) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③新株予約権（会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。
- ④権利行使により取得した会社の普通株式は、(14)により会社が別途指定する証券会社（以下、「指定証券」という。）に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑥新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要する。

(10) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2) に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4) で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(6) に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記(7) に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(10) に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権は譲渡できないものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記(8) に準じて決定する。

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

割当日までに決定する。

4. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、当社との新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

以 上